

No.	カテゴリー	質問	回答
1	補助対象者 補助対象施設	大阪府内で複数の宿泊施設（又は民泊施設）を運営している。 施設ごとに補助金を貰えるのか？	本補助金にあたっては、 <b>1事業者につき1施設のみ</b> となっております。 また、以下のホームページの補助金と併せて補助金の申請は可能ですが、1事業者につき1施設かつ、1事業者あたりの補助上限額が決まっておりますのでご注意ください。 <a href="#">令和4年度 大阪府宿泊施設等の環境整備促進事業&lt;補助金&gt;</a>
2	補助対象者 補助対象施設	補助金の交付対象者は、「宿泊施設の営業許可、特区民泊施設の特定認定又は新法民泊施設の届出番号の通知を受けている個人又は団体で、補助対象事業の経費を自らの費用負担で実施する者」（交付要綱第3条）とあるが、運営を委託しており、補助対象事業は委託業務の中で実施している。その場合、申請可能か？	<b>営業許可、特定認定又は届出番号の通知を受けた方が補助対象者となり、補助対象者自身の経費で補助事業を行っていただく必要があります。</b> 委託事業者が経費を負担して補助事業を行った場合、補助対象者と運営の受託事業者との関係を表す書類（運営委託業務契約書等）のほか、委託費等の中から補助事業の精算にあたる部分の経費明細（補助対象者が受託事業者により、補助事業の経費として支出したことが確認できる書類）等を実績報告書類に加えて提出いただくことになります。
3	補助事業 <対象の可否>	補助事業の対象の考え方はどういったものか？	内閣官房より公表されている宿泊施設向けガイドライン※及び国において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として効果が示された対策を基に、 <b>従業員の方と宿泊客の方の対面機会の減少のための「（1）非接触対応にかか事業」、共用スペースにおける外気を取り込み室内の空気との循環を図るための「（2）換気機能の向上にかか事業」と補助事業を決定しました。</b> ※内閣官房から公表されている業種別ガイドライン <a href="#">宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）</a> <a href="#">ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（初版）</a>
4	補助事業 <対象の可否>	「（3）その他、知事が感染症対策のさらなる強化のために必要と認める事業」とはどのような事業か？	<b>No.3</b> の回答趣旨を踏まえ、対象事業として交付列挙している事業以外で、（1）又は（2）の目的を達成できる事業がある場合、補助事業となる可能性があります。 なお、ご申請いただいた場合、補助対象かどうかの判断にお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。
5	補助事業 <対象の可否>	民泊施設で、認定等を受けた施設に共有スペースがなく客室内にアルコールディスペンサー等の設置を考えているが、対象になるか？	宿泊施設又は民泊施設のいずれの場合であっても、アルコールディスペンサー等の補助事業を行う場合は、 <b>宿泊客と従業員や他の宿泊客が接する、共用スペースにおいて行う事業を対象とします。</b> 例えば、新法民泊施設において、家主居住型の施設であれば対象となる可能性がありますが、家主不在型の施設においては共用スペースがないため対象外となります。
6	補助事業 <対象の可否>	セルフチェックイン・チェックアウト機を実施するにあたり、市販のタブレット端末を購入してアプリをインストールして利用予定だが、対象になるか？	市販のタブレット端末等の <b>多用途への転用・販売が容易な備品については対象外になります。</b> また、アプリ等のシステムについては、初期費用のみが対象になり、月額費用や維持管理費用は対象外になります。

No.	カテゴリー	質問	回答
7	補助事業 <対象の可否>	対象となるセルフチェックイン・チェックアウト機については、何か性能等の基準はあるか？	宿泊者自身の操作によりセルフチェックイン・チェックアウトが可能なものが対象です。ただし、玄関帳場やフロントの代替設備として導入する場合は、各法令に基づき、宿泊者の確認を適切に行うことができるよう設置されていることが必要です。詳細は、施設所在地を管轄する各法令所管部局へお問い合わせください。
8	補助事業 <対象の可否>	対象となる高機能換気システムについては、何か性能等の基準はあるか？	高機能換気システムについては、自然吸気とファンによる廃棄を行う従来型の換気システムではなく、 <b>給気・排気をともにファンで行うことで確実な換気が可能、かつ熱交換器により換気の際の温度変化の抑制が可能な換気システムを「高機能換気システム」として、補助事業の対象とします。</b> また、機能として、厚生労働省が公表している『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法』において示されている要件（1人あたりの必要換気量毎時30立方メートルの確保等）を満たすことが必要です。 <a href="#">【厚生労働省】冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法</a>
9	補助事業 <対象の可否>	光触媒による抗菌コーティングやオゾン発生器による空間除菌は、大学や研究機関等で効果が証明されていると思うが、対象となるか？	令和4年9月26日現在において、内閣官房が公表する各団体等が作成した業種別ガイドラインでは推奨されておらず、感染予防の効果について、客観性及び合理性を欠くため対象外となります。 なお、今後、国により効果が証明又は感染症対策として推奨された場合には、対象となる可能性があります。
10	補助事業 <対象の可否>	新法民泊施設において、「施設の資産価値の向上と考えられる場合は対象外」と記載があるが、どういった場合か？	トイレや洗面室の自動水栓化、エレベーター内における非接触対応（タッチレスボタン）等の <b>容易に取り外しができない設備や取り外しのために費用が発生する設備等は資産価値の向上として対象外になります。</b>
11	補助事業 <実施期間>	補助事業はいつからいつまでに行えばよいか？	<b>補助事業の着手については、交付決定通知を受け取られた後に行ってください。交付決定の前に着手（契約・発注）した補助事業については、補助金の対象となりません。</b> <b>また、補助事業は年度内（令和5年3月末日まで）に完了（納品・支払い）する必要があります。</b> 年度内に完了できない場合は、申請を取り下げいただくこととなりますのでご注意ください。
12	補助対象経費	補助対象経費には、消費税を含んでよいか？	<b>消費税は対象外になります。</b> なお、提出書類（見積書、発注書等）に消費税が含まれていることは問題ありません。消費税額の記載がない場合、原則として税率10%として審査します。
13	補助対象経費	人件費は対象外とあるが、施工業者等の出張費等も対象外か？	補助事業を行うにあたって必要な宿泊事業者の従業員以外の交通費、宿泊費等は対象経費になります。
14	補助対象経費	送料は対象になるか？	配送業者等の第三者を用いて備品の配送を行う送料については対象外となります。販売業者等が直接備品の配送を行う、運搬費等であれば対象になります。
15	補助率 補助上限額	補助率は1/2以内とあるが、端数はどうすれば良いか？	補助金の交付は千円単位となります。 千円未満の端数は切り捨てとさせていただきます。

No.	カテゴリー	質問	回答
16	補助率 補助上限額	No.1に記載のあるもう一方の補助金「大阪府宿泊施設等の環境整備促進事業補助金」でも申請を考えてるが、補助上限額についてはどう考えたら良いか？	補助上限額については、 <b>双方の補助金を申請する場合であっても、1事業者あたり宿泊施設は200万円、民泊施設は40万円となります。</b>
17	交付申請	補助金の申請にあたって、定められた様式（様式第1号等）以外に必要な書類は何か？	<p>様式第1号等以外に必要な書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の場合は営業許可書、特区民泊施設の場合は特定認定書、新法民泊施設の場合は届出番号の通知が分かる資料</li> <li>・見積書（2社以上で比較見積もりを行ってください。）</li> <li>・仕様書（備品やシステムの仕様書やカタログ等）</li> <li>・図面（設置予定箇所を図面中に図示してください。）</li> <li>・施工予定場所の写真</li> <li>・感染防止宣言ステッカー（青色のステッカー）を施設の見やすい場所に掲示している様子が確認できる写真</li> </ul> <p>※その他、必要に応じて追加書類をご提出いただく場合があります。</p>
18	交付申請	見積書について、補助金申請のために所定の様式等はあるか？	<p>見積書について、定まった様式はありません。ただし、以下の点にご留意いただき、見積書の作成を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書発行業者の名称、住所、連絡先、社判（又は担当者印）</li> <li>・備品について、型番の記載や数量が「1式」ではなく「1台」や「1個」のように明確になっているか</li> <li>・ホームページ等の作成の場合は、「自動アルコールディスペンサー 1式」ではなく、「自動アルコールディスペンサー1台」や「設置費」等のように費用の内訳が示されているか</li> <li>・「諸経費」では対象経費か判断ができないため、諸経費においても内訳が示されているか</li> </ul> <p>※比較見積もりにおいて、同一の内容で比較されているか確認のため、費用の項目をそろえていただくようお願いします。</p>
19	交付申請	様式第1号交付申請書（オンライン上で作成）の「補助事業の実施期間」と様式第1号の3事業計画書（2）の「補助対象事業の実施予定期間」にはそれぞれ何の日付を記載すればよいか？	<p>開始日については、発注又は契約等の事業に着手される予定日を、終了日については、販売業者との納品及び支払い等の全てが完了する予定日を記載してください。</p> <p>終了日については、実際の事業の完了が伸びてしまった場合は、別途遅延報告書（様式第5号）を提出いただく必要があるため、余裕をもった日付を記載してください。</p>
20	交付申請	既に導入している社内システムとの関係上、見積もりが1社からしか徴取できないが、それでも申請は可能か？	<p>補助金交付額の積算にあたっては、比較見積もりを行い、安価の金額を基に計算するため、<b>見積書の提出が1社のみでは申請ができません。</b></p> <p>システム以外の機器本体等、比較が可能な費用においてのみ補助金の申請は可能です。</p>

No.	カテゴリー	質問	回答
21	交付申請	現在、宿泊施設にて「感染防止認証ゴールドステッカー」を取得し掲示しているが、「感染防止宣言ステッカー」（青色のステッカー）の代わりとして申請可能か？	<p>「感染防止認証ゴールドステッカー」は大阪府の認証基準に従って感染防止対策を講じている飲食店向けに発行される認証ステッカーです。そのため、<b>宿泊施設として、宿泊業における感染防止の取組みを行っている旨の確認のため「感染防止宣言ステッカー」を再取得し、掲示している様子の写真を提出してください。</b></p> <p>※「感染防止認証ゴールドステッカー」を破棄する必要はありません。</p>
22	その他	申請をすれば必ず補助金が交付されるのか？	申請期間内に提出された申請書類により補助要件を満たす申請については、交付決定を行います。申請内容の不備により、補助対象者等の要件を満たすことが確認できなかった場合は、交付決定をしない（申請の取下げを依頼する又は不交付決定通知を行う）こともあります。
23	その他	申請から交付決定までにどれくらい期間がかかるのか？	申請書類の不備が解消されてから、概ね2週間程度で交付決定を行います。